

令和2年5月7日

生徒および保護者各位

長野市立長野高等学校長

菅沼 尚

緊急事態宣言延長期間における教育活動について

現在、5月10日（日）までの一斉休業を実施しているところですが、政府により5月31日（日）まで緊急事態宣言の期間延長が決定されました。これに伴い長野県においてもこの期間における学校の休業延長及び教育活動の再開について通知が参りました。市立長野高等学校においては、長野県の決定に準じて下記のとおりとしましたので、よろしくお願いいたします。

記

1 緊急事態宣言延長期間中における教育活動について

(1) 5月23日（土）まで、一斉休業を延長します。

① 5月11日(月)～5月15日(金)の期間 **生徒の登校は、原則禁止とします。**

② 5月18日(月)～5月23日(土)の期間

学習支援等のための**分散登校日をクラスごとに設けます。**

例えば、5月18日(月)は3年1組 2年1組 1年1組が登校日となります。

- ・クラスを5分割して1クラス5教室に振り分けます。(1教室6～8名程度)
- ・時間は9時40分から11時40分までを予定。
- ・時間中、各教科の先生がそれぞれの教室を巡回しますので、今まで出てきた課題について、わからないところはその時に相談できるようにします。
- ・5月19日は各学年2組、20日は3組、21日は4組、22日は5組とします。

(2) 5月25日(月)～5月29日(金)の期間

学校の**全部を休業とせず、学年ごとに授業日を設定し、分散登校を実施**します。

※ (1)および(2)の詳細については、各学年からも通知を送ります。

オクレンジャー等でご確認下さい。

2 分散登校の実施にあたって

- ・健康観察の継続、マスクの着用や生徒の帰宅後の消毒等について十分留意し、教室内外での3密を避けるとともに、登下校の混雑を避ける配慮をいたします。

3 その他

- ・5月11日(月)から5月31日(日)までの部活動については行いません。

(問合せ先) 長野市立長野高等学校

教頭 内山 みのり

Tel) (026)296-1241

Fax) (026)296-1242